

## 第1章

# 防衛特別法人税、リース関連等 法人税に関する改正の 実務ポイント

### 【この章のエッセンス】

● 令和7年度税制改正では、経済対策の最重要課題である「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、地方創生や活力ある地域経済の実現に向けた中堅・中小企業の支援措置の見直しが行われた。

● わが国を取り巻く厳しい国際環境や国際的要請を踏まえ、いわゆる安全保障および経済安全保障の強化や地球温暖化対策等への税制での取組みは、令和6年度税制改正以前にも行われてきた。

● 防衛力の抜本的強化と安定的な財源確保の措置の1つとして、防衛特別法人税が創設され、地球温暖化対策等への措置として、CN投資促進税制が拡充され、資源循環促進

の支援措置が創設された。

● 新リース会計基準の導入に伴う法人税、消費税等の改正も行われている。

## はじめに「総合経済対策と令和7年度税制改正の概要

2025年3月31日、令和7年度税制改正関連の法律案（所得税法等の一部を改正する法律案）および「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」が可決・決定され、当該法律および政省令が公布された。2024年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（以下、「総合経済対策」）<sup>(1)</sup>

では、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとすることを最重要課題とし、その実現のための3つの柱を掲げた（図表1）。

中堅・中小企業への投資促進による地方経済の成長力強化は、2023年11月の経済対策では第2の柱に位置づけられていたものであり、令和6年度税制改正においても中堅

企業支援の税制措置が講じられたところである。総合経済対策では、地方こそ成長の主役であり、地方経済がわが国全体の成長を牽引し得るとして第1の柱とし、新たな地方創生施策（地方創生2・0）を展開し、「新しい地方経済・生活環境創生本部」（2024年10月11日設置）において、今後10年間集中的に取り組む基本構想を策定することとしている。与党の令和7年度税制改正大綱で

も、「石破内閣では、新たな地方創生施策（地方創生2・0）の展開を政策の柱としており、税制面でも地方創生や活力ある地域経済の実現に向けた取組みが求められている」との認識の下、中小企業税制について、「売上高100億円超を目指す、成長意欲の高い中小企業の設備投資に對して、更なる税制上の措置を講じ、地域経済の好循環を生み出していく」方針を明らかにした。令和7年度税制改正の政策税制の主なものは、地方創生や活力ある地域経済の実現のため、中堅・中小企業における生産性の向上、中長期的な成長力の強化に向けた税制措置の見直しと中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制）。

本特集では、第1章で法人税関連の改正を、第2章で国際課税・消費税の改正を中心に解説を行う。

(1) <https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html>

## 防衛特別法人税の創設

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和6年度に成立した、所得税法等の一部を改正する法律附則74条において、所得